

阿久比町公式ホームページ広告取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、阿久比町公式ホームページ（以下「町ホームページ」という。）を広告媒体とするバナー広告（以下「広告」という。）の掲載の実施に関し、阿久比町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において広告とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

（広告の規格）

第3条 町ホームページに掲載する広告は、次に掲げる規格を1枠とする。

大きさ	縦60ピクセル×横140ピクセル
ファイル形式	GIF又はJPEG（点滅、切り替わり及び動きのあるものを除く。）
データ容量	5キロバイト以下

（広告の掲載位置及び掲載数）

第4条 広告を掲載する位置は、町ホームページのトップページで町長が指定した位置とし、掲載数は14枠以内とする。

（広告の掲載期間）

第5条 広告の掲載期間は1月単位とし、連続して掲載の申込みができる期間は、同年度内最大12月とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、町長が定めるものとする。

（広告の掲載料）

第6条 広告の掲載料は、1枠当たり月額5,000円（税込み）とする。

（広告の募集）

第7条 広告の募集は、町ホームページ及び町広報紙で行うものとする。

る。ただし、その他の方法によることが適当であると認められる場合は、町長が広告の募集方法を決定するものとする。

（広告の申込み）

第 8 条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第 1 号）（以下「掲載申込書」という。）に、掲載しようとする広告案を添えて、指定する期間内に町長に提出するものとする。

（広告掲載の決定）

第 9 条 町長は、前条の掲載申込書を受理したときは、要綱第 3 条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載希望者の数が募集した枠数を超えるときは、次の順位により決定するものとする。

- (1) 希望する掲載月数の多いもの
- (2) 町内に事業所等を有するもの
- (3) 申込みの順番が早いもの

3 広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載内容、条件等について広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第 10 条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告主は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

（広告掲載料の納付等）

第 11 条 広告主は、町長が指定する期日までに広告掲載料を一括前納するものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

（広告掲載の取り消し）

第 12 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) 要綱第3条第4項の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき。

(4) 広告主が虚偽の申請をしたとき。

(5) 広告主が書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。

(6) その他、町ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、町長は、広告主に対し、その賠償の責めを負わない。

3 前項の場合において納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第13条 町長は、広告掲載の取消しが、広告主の責に帰さない理由によるものであるときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還することができるものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、取り消した期間にかかる金額の範囲内とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第14条 広告主の責に帰さない理由により、阿久比町が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。